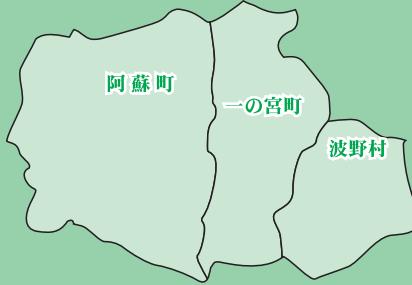


阿蘇中部3町村



合併協議会だより

発行責任者 / 阿蘇中部3町村合併協議会 会長 河崎敦夫 編集・発行 / 阿蘇中部3町村合併協議会事務局 一の宮町宮地1957-4 ☎0967-35-4011
ホームページアドレス <http://www.aso.ne.jp/~asochubu/>

3町村長が合併協定書に調印



3月23日（火）に第6回阿蘇中部3町村合併協議会が、一の宮町就業改善センターで行われました。

河崎会長のあいさつ、小委員会報告のあと、継続協議となっていた財産及び債務の取扱い（財産区等）について協議が行われ、原案どおり承認されました。

合併協議会において、44の合併協定項目すべてにおいて協議が整ったことに伴い、3月25日（木）に阿蘇いこいの村において、一の宮町、阿蘇町、波野村の3町村による合併協定調印式が行われました。

協定書には3町村長の署名・押印とともに、立会人として、潮谷義子県知事と合併協議会委員が署名を行いました。

第6回協議会及び阿蘇中部3町村合併協定調印式の詳細については次のとおりです。

第6回協議会 3月23日（火）

今回の協議において

場所
一の宮町／就業改善センター

確認された事項

小委員会報告事項

平成十五年十月二十四日確認の

新市の事務所の位置についての一

部を次のとおり改正する。

確認事項中「(2) 現在の一の

宮町、阿蘇町、波野村にそれぞれ

支所をおくものとする。」を「(2)

現在の阿蘇町、波野村にそれぞれ

支所をおくものとする。」に改め

る。

協議第七号 財産及び債務の取扱いについて（財産区等）

(1) 新しい財産区は設置しない。

ただし、一の宮の財産区について

はそのまま存続し、事務について

も新市に引き継ぐものとする。

(2) 部落有林等（純部落有林を

除く。）については、出来る限り

実態を調査した上で合併までに調整するものとする。

(3) 行政財産については、新市に引き継ぐものとする。

○協議第七号 財産及び債務の取扱いについて（財産区等）（継続）

原案どおり承認されました。

普通財産の山林・原野について
は、その保全に努め、使用・処分
等の権利関係については、合併前
の旧町村の旧慣行を適用し、新市
に引き継ぐものとする。

継続的事業及び重点課題を処理す
る現地事務所を設置することとし
ました。

なお、将来的には電子情報サ
ービスの推進等で、支所での市民の
利活用度合いが軽減されることが
予想されることから、本庁を含め
阿蘇市で策定される定員適正化計
画に基づき、住民サービスに支障
をきたさない範囲で業務内容につ
いて検証し、各年ごとに適正な人
員を見直しながら行政機構のスリ
ム化を進めます。

阿蘇市においては、一の宮町の本
庁舎のほか、住民の皆様の利便を図
るため、阿蘇町、波野村に支所を設
置することとしています。支所機能
の基本的考え方、支所で取り扱う業
務については、次のとおりです。

町村合併に伴い、新市の組織機
構においては支所を置き、その支
所については当分の間、行政サ
ービスや住民の利便性及び地域の活
性化を考慮し、地域住民の不安を
払拭するため、支所機能を充実さ
せることが協議会で確認されてい
ます。

この基本方針を受け、支所の組
織については窓口業務（総務係と
住民福祉係）に加えて、産業振興
係、建設係、会計係、水道事業所
分室、教育分室を設けるとともに、
した。



支 所 で 取 り 扱 う 業 務

| 係名 | 担当名 | 取 り 扱 う 業 務 |
|-----------|----------|--|
| 支 所 の 組 織 | 総務係 | 文書の収受、配布及び発送に関すること 文書の整理保存に関すること 交通安全運動に係る連絡調整に関すること 交通指導員の連絡調整に関すること 交通災害共済の加入受付及び請求に関すること 電話の管理及び電話交換業務に関すること 防災行政無線の管理及び放送に関すること 公印の管理に関すること 公用車の管理に関すること 区長との連絡調整に関すること 広報関係の情報収集に関すること 宿日直に関すること 給与データーの収集及び報告に関すること 職員の福利厚生に関すること 職員のサービスに関すること 消防関係の連絡調整に関すること 支所庁舎の管理に関すること 防犯関係に係る連絡調整に関すること 地域づくり団体との連絡調整に関すること コミュニティ事業に関すること 期日前投票に関すること 陳情・相談に関すること その他庶務に関すること |
| | | 市税等の証明に関すること 市税の徴収及び窓口納付に関すること 口座振替に関すること 原付自動車等の登録及び標識交付に関すること 市税の賦課資料の調査及び収集に関すること 納税組合の加入・脱退に関すること 各種税に関する相談・指導に関すること |
| | | 国民年金被保険者の適用に係る受付に関すること 国民年金裁定事務に係る受付に関すること 国民年金保険料の免除に係る受付に関すること 国民年金に係る相談に関すること 戸籍事務に関すること 住民基本台帳事務に関すること 印鑑登録及び証明に関すること 埋火葬許可及び火葬場の使用許可に関すること 回覧配布に関すること 自動交付機の管理に関すること |
| | | 民生委員・児童委員との連絡調整に関すること 老人福祉の申請受付に関すること 身体障害者福祉の申請受付に関すること 社会福祉施設入所に関する相談に関すること 保育園入所申請相談・受付に関すること 母子寡婦福祉資金貸付金申請受付に関すること 知的障害者福祉の申請受付に関すること 精神障害者福祉の申請受付に関すること 児童手当申請相談・受付、児童扶養手当申請相談・受付、特別児童扶養手当申請相談・受付に関すること 生活保護に係る事前相談申請・受付に関すること 各種申請に係る相談業務に関すること 身体障害者医療受給者証の交付申請に関すること 乳幼児医療受給者証の交付申請に関すること 重度心身障害者医療費助成の申請に関すること 戦傷病者手帳の申請受付に関すること 戦没者の遺族等給付請求受付に関すること その他福祉事務に係る相談に関すること |
| | | 【国保】 被保険者異動届（転入・転出・死亡・社保加入離脱）に関すること 被保険者証（高齢受給者証）発行に関すること 特定疾病療養受給者証発行に関すること 標準負担額減額認定証発行に関すること 鍼灸券発行、負担金請求受付に関すること 高額療養費申請受付に関すること 出産一時金申請受付に関すること 葬祭費申請受付に関すること 療養費・食事差額・特別療養費申請受付に関すること 【老人医療】 該当者異動届（転入・転出・死亡・社保加入離脱）に関すること 受給者証及び健康手帳発行に関すること 特定疾病療養受給者証の発行に関すること 老人医療の限度額適用、標準負担額減額認定証発行に関すること 高額医療費申請受付に関すること 医療費支給費申請に関すること |
| | 国民健康保険担当 | 被保険者証の交付・再交付に関すること 資格者証の発行に関すること 介護保険取得・異動・喪失等の届出に関すること |
| | 介護保険担当 | |

| | 係名 | 担当名 | 取り扱う業務 |
|-------|-------------|--------|--|
| 支所の組織 | 住民福祉係 | 介護保険担当 | 介護保険料納付書発行に関すること 介護保険認定申請受付に関すること 償還払い（特定福祉用具購入費・住宅改修費・高額介護サービス費等）の申請受付に関すること 介護保険標準負担額・利用者負担額減額認定申請受付に関すること 介護予防・地域支えあい事業等の申請受付に関すること 住宅改造助成事業相談受付に関すること 介護保険制度及び高齢者福祉全般に係る相談に関すること |
| | | 保健衛生担当 | 母子手帳の交付に関すること 各種保健関係の相談に関すること 健康予防関係団体の連絡調整に関すること 環境相談の受付に関すること 動物の保護及び苦情処理に関すること 公害苦情処理に関すること 廃棄物の相談及び苦情処理に関すること 一般廃棄物の収集、運搬に係る指導、連絡調整に関すること 合併浄化槽の申請受付に関すること コンポスター助成事業の申請受付に関すること 生ゴミ処理機助成事業の申請受付に関すること 犬の登録及び予防注射済票の交付に関すること 専用水道に関すること 各種行事の連絡調整に関すること |
| | 産業振興係 | 農政担当 | 農振農用地区域内外証明に関すること 農林業施設の管理に関すること 各種農業資金に関すること 鳥獣保護及び狩猟の受付に関すること 牧道の原材料支給に関すること 防疫に関すること 農産物加工及び農業団体との連絡調整に関すること 農道及び農業用排水整備に係る要望等の受付に関すること 農災関係の調査及び報告に関すること 農業者年金裁定請求関係事務に関すること 農政関係の陳情・相談に関すること 農政関連施設に関すること 認定農業者に関すること 林道及び作業道に関すること 農地取得資金、自作農資金等の相談に関すること 農地法に基づく許可申請書受付相談に関すること 農業委員会事務の証明に関すること 農業経営基盤強化促進法に関すること |
| | | 商工観光担当 | 観光の問い合わせに関すること 営業証明に関すること 観光施設の管理に関すること 観光イベントの連絡調整に関すること 計量器に関すること 商工観光関係の陳情及び要望等に関すること 商工観光関係団体との連絡調整に関すること |
| | 建設係 | 管理担当 | 道路と民地との境界の調整に係る受付に関すること 道路・法定外公共物の占用許可及び工事承認に係る受付に関すること 道路パトロールに関すること 建設関係の陳情・相談に関すること 公営住宅の管理及び營繕（小規模なもの）に関すること 公営住宅の入居及び退去の受付に関すること 路線の認定・廃止及び変更に関する調査に関すること 違反広告物の簡易除去に関すること 道路の維持補修（小規模なもの）に関すること 災害復旧の調査・連絡調整に関すること |
| | | 会計担当 | 支所の会計に関すること 物品の出納に関すること |
| | 水道事業所分室 | 水道担当 | 水道施設の管理・検針・保守点検に関すること 開栓、休止届、名義変更に関すること 使用料の窓口納付に関すること |
| | 教育分室 | 庶務担当 | 社会体育・学校施設の使用許可及び使用料の徴収に関すること 社会体育・学校施設の管理及び營繕（小規模なもの）に関すること 視聴覚機材の管理・貸し出しに関すること 生徒及び児童の就学、転校及び退学届出等の受付に関すること 生涯学習講座等の申込み受付に関すること スクールバスの運行管理に関すること 社会教育団体の指導、育成に関すること スポーツ保険の加入受付・請求に関すること その他教育関係の陳情・相談に関すること |
| | | 農政担当 | 米政策改革に関すること 中山間直接支払い事業に関すること |
| 本庁組織 | 阿蘇現地事務所(仮称) | 農政担当 | 米政策改革に関すること 中山間直接支払い事業に関すること |
| | 波野現地事務所(仮称) | 農林担当 | 大野川上流開発事業に関すること 広域基幹林道に関すること 中山間総合整備事業（広域連携）に関すること 中山間直接支払い事業に関すること |

阿蘇中部3町村（一の宮町、阿蘇町、波野村）

合併協定調印式

平成十四年八月一日に、任意協議会が設置され合併協議が始まりました

長が協議会で合意した四十四項目の「合併協定書」に調印しました。

たが、その後、各町村議会の議決を経て、平成十五年十一月十八日に3町村での法定協議会を設置し、任意協議会での確認事項を引継ぎながら協議を進めてきました。これまでの一年八ヶ月の間、あわせて二十九回の協議会を開催しましたが、協議会の間には、各町村職員による分科会や専門部会、幹事会、町村長会、小委員会による検討、町村議会会議、住民への説明会と数え切れないほど の会議を重ね、一つ一つ協議を積み重ねてきました。

三月二十三日の合併協議会において、四十四の合併協定項目すべてにおいて協議が整つたことに伴い、三月二十五日（木）に阿蘇いこいの村において合併協定調印式が行われ、一の宮町、阿蘇町、波野村の3町村

が、それを踏まえ、物の豊かさから心の豊かさに向かつて二十一世紀を走つて行きたいという人々の大きな願いがありました。この新しい阿蘇市はまさに時代の求めるニーズにかなう、その中で、着実に一步が始まっています。

阿蘇市が国際観光環境都市を目指していかれること

が、それを踏まえ、物の豊かさから心の豊かさに向かつて二十一世紀を走つて行きたいという人々の大きな願いがありました。この新しい阿蘇市はまさに時代の求めるニーズにかなう、その中で、着実に一步が始まっています。

阿蘇市が国際観

市はまさに時代の求めるニーズにかなう、その中で、着実に一步が始まっています。

阿蘇市が国際観

長が協議会で合意した四十四項目の「合併協定書」に調印しました。

阿蘇市が国際観

長が「国家的な財政事情や、地球上のどの国もかつて経験したことの無い超少子化による人口減少や超高年齢化などの社会情勢、健全財政のための財源確保など、諸々の状況を将来的に判断したとき、合併して経費の削減を図る必要があることの思いに心を一つにしました。本日の調印

式を迎え、平成十七年二月十一日の阿蘇市誕生に一步前進しますが、残された調整期間、さらに住民の声に耳を傾けながら、将来の発展に希望を持てる、すばらしい阿蘇市を誕生させねばならないと、その責任を痛感します。」とあります。

阿蘇市が国際観

長が「国家的な財政事情や、地球上のどの国もかつて経験したことの無い超少子化による人口減少や超高年齢化などの社会情勢、健全財政のための財源確保など、諸々の状況を将来的に判断したとき、合併して経費の削減を図る必要があることの思いに心を一つにしました。本日の調印

式を迎え、平成十七年二月十一日の阿蘇市誕生に一步前進しますが、残された調整期間、さらに住民の声に耳を傾けながら、将来の発展に希望を持てる、すばらしい阿蘇市を誕生させねばならないと、その責任を痛感します。」とあります。

阿蘇市が国際観

式を迎え、平成十七年二月十一日の

阿蘇市誕生に一步前進しますが、残

阿蘇市が国際観

めの財源確保など、諸々の状況を将来的に判断したとき、合併して経費の削減を図る必要があることの思いに心を一つにしました。本日の調印式を迎え、平成十七年二月十一日の阿蘇市誕生に一步前進しますが、残された調整期間、さらに住民の声に耳を傾けながら、将来の発展に希望を持てる、すばらしい阿蘇市を誕生させねばならないと、その責任を痛感します。」とあります。

阿蘇市誕生に一步前進しますが、残された調整期間、さらに住民の声に耳を傾けながら、将来の発展に希望を持てる、すばらしい阿蘇市を誕生させねばならないと、その責任を痛感します。」とあります。

阿蘇市が国際観

めの財源確保など、諸々の状況を将来的に判断したとき、合併して経費の削減を図る必要があることの思いに心を一つにしました。本日の調印式を迎え、平成十七年二月十一日の阿蘇市誕生に一步前進しますが、残された調整期間、さらに住民の声に耳を傾けながら、将来の発展に希望を持てる、すばらしい阿蘇市を誕生させねばならないと、その責任を痛感します。」とあります。

阿蘇市誕生に一步前進しますが、残された調整期間、さらに住民の声に耳を傾けながら、将来の発展に希望を持てる、すばらしい阿蘇市を誕生させねばならないと、その責任を痛感します。」とあります。

阿蘇市が国際観

の言葉を述べられました。

事務局からこれまでの経過報告のあと、3町村により5通の協定書に署名、押印。続いて特別立会人の潮谷県知事の署名のあと、立会人として協議会委員全員が署名しました。

今後、町村の区域を変更する「廃置分合（合併）の議案」が各町村議会で可決されると、県議会の議決、県知事の決定、総務大臣の告示を経て、平成十七年二月十一日に「阿蘇市」が誕生します。

阿蘇市が国際観



「阿蘇市幹線道路整備 促進期成会」が発足

期成会役員名（敬称略）

会長 渡邊力丸（一の宮町長）

副会長 河嶋敦夫（阿蘇町長）

〃 市原 新（波野村長）

監事 笹田陽三（一の宮町商工会
長）

〃 谷崎千浪（阿蘇町商工会長）
〃 阿南洋（波野村商工会長）

顧問及び参与名（敬称略）

顧問 熊本県議会議員 堤 泰宏
〃 佐藤 雅司

参与 県阿蘇地域振興局長
金田 和洋

期成会設立の意義

阿蘇市幹線道路整備促進期成会の設立は、阿蘇中部3町村合併協議会が、合併協議を進める中で、施設等の位置や、今後の農産物の流通など、産業・経済・文化並びに地域の利便性向上を図るために検討されてきたものです。

平成十六年三月三十日、一の宮町就業改善センターにおいて、佐藤雅司県議会議員はじめ県阿蘇地域振興局から、岩下直昭振興局長・上木征夫土木部長・緒方秀一農地整備課長を来賓に迎え、阿蘇市幹線道路整備促進期成会の設立総会が開催されました。

この期成会の設立にあたっては、阿蘇中部3町村合併協議会の担当課長で構成する建設部会、産業部会が、連絡協議会を結成して準備してきたもので、3町村の首長をはじめ、議会議長及び合併特別委員長並びに関係する組織団体の長、合計二十四名が出席されました。

総会では、阿蘇町長河崎敦夫氏を仮議長に選出し、連絡協議会から期成会設立の趣旨説明をしたあと、規約の審議が行われ、全会一致で承認

されました。引き続き規約に基づき理事会を開催し、役員の選出が行われ、初代会長に一の宮町長渡邊力丸氏を選出しました。

以後、第一回の総会に移し、渡邊氏を選出しました。

会長を議長として、事業計画・予算（案）などを審議し、何れも原案通り承認されました。

審議終了後、来賓を代表して佐藤県議、岩下局長より、「県としても今後、支援・協力していく」旨のご挨拶を頂き、盛会のうちに総会を閉会しました。

今後は、阿蘇市幹線道路整備事業連絡協議会（幹事会）と連携して、調査・研究・陳情等を主体に幹線道路整備の早期着工を目指し活動していくことになります。

なお、期成会の構成及び役員は次のとおりです。



特に、合併協議会が庁舎の位置を検討するにあたり、3町村が阿蘇市となり、現在の一の宮町役場を本庁舎として、阿蘇町、波野村の支所間を結び発展して行くためには、どうしても幹線道路の整備が必要不可欠

阿蘇中部3町村合併協議(協定)項目一覧表

○印は協議会で承認された項目

| 区分 | 番号 | 項目 | 承認 |
|-------------------|----|--------------------|----|
| 基本的事項 | 1 | 合併の方式 | ○ |
| | 2 | 合併の期日 | ○ |
| | 3 | 新市の名称 | ○ |
| | 4 | 新市の事務所の位置 | ○ |
| | 5 | 財産及び債務の取扱い | ○ |
| 合併特例法に規定されている協議項目 | 6 | 新市建設計画 | ○ |
| | 7 | 議會議員の定数及び任期の取扱い | ○ |
| | 8 | 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い | ○ |
| | 9 | 地方税の取扱い | ○ |
| | 10 | 一般職員の身分の取扱い | ○ |
| | 11 | 特別職等の身分の取扱い | ○ |
| | 12 | 条例、規則等の取扱い | ○ |
| | 13 | 事務機構及び組織の取扱い | ○ |
| | 14 | 一部事務組合の取扱い | ○ |
| | 15 | 使用料、手数料等の取扱い | ○ |
| その他必要な協議事項 | 16 | 公共的団体等の取扱い | ○ |
| | 17 | 補助金・交付金等の取扱い | ○ |
| | 18 | 町・村・字名の取扱い | ○ |
| | 19 | 慣行の取扱い | ○ |
| | 20 | 国民健康保険の取扱い | ○ |
| | 21 | 介護保険の取扱い | ○ |
| | 22 | 消防団の取扱い | ○ |
| | 23 | 行政区の取扱い | ○ |
| | 24 | 姉妹都市の取扱い | ○ |
| | 25 | 国際交流事業の取扱い | ○ |
| | 26 | 電算システム事業の取扱い | ○ |
| | 27 | 広報・広聴関係事業の取扱い | ○ |
| | 28 | 防災関係事業の取扱い | ○ |
| | 29 | 人権教育・同和対策事業の取扱い | ○ |
| | 30 | 保健衛生関係事業の取扱い | ○ |
| | 31 | 病院・診療所(直営)の取扱い | ○ |
| | 32 | 障害者福祉事業の取扱い | ○ |
| | 33 | 高齢者福祉事業の取扱い | ○ |
| | 34 | 児童福祉事業の取扱い | ○ |
| | 35 | 保育事業の取扱い | ○ |
| | 36 | その他の福祉事業の取扱い | ○ |
| | 37 | ゴミ収集運搬業務事業の取扱い | ○ |
| | 38 | 環境対策事業の取扱い | ○ |
| | 39 | 農林水産関係事業の取扱い | ○ |
| | 40 | 商工観光関係事業の取扱い | ○ |
| | 41 | 建設関係事業の取扱い | ○ |
| | 42 | 上・下水道事業の取扱い | ○ |
| | 43 | 学校教育関係の取扱い | ○ |
| | 44 | 社会教育関係の取扱い | ○ |

阿蘇市幹線道路整備促進 期成会委員名簿(敬称略)

【理事】町村長、町村議会議長、合併特別委員長

| | | | |
|---------|------|------|-------|
| 町村名 | 一の宮町 | 阿蘇町 | 波野村 |
| 首長 | 渡邊力丸 | 河崎敦夫 | 市原新 |
| 議會議長 | 家入哲也 | 松永勲 | 水野日出男 |
| 合併特別委員長 | 宮崎昭光 | 高藤拓雄 | 後藤新一 |

【委員】

商工会 一の宮町商工会長 笹田陽三
 阿蘇町商工会長 谷崎千浪
 波野村商工会長 阿南洋
 観光協会 ASO一の宮町観光協会副会長 志賀昭男
 阿蘇町観光協会長 小笠原徹朗
 旅館組合 阿蘇温泉観光旅館組合長 和田晃知
 土地改良区 一の宮町土地改良区理事長 吉田満雄
 阿蘇土地改良区理事長 洞田貫逸雄
 赤仁田土地改良区理事長 工藤一雄
 文化協会 3町村文化協会代表 岩永浩
 区長会 一の宮町区長会長 柚上國人
 阿蘇町区長会長 森山幸義
 波野村駐在員会長 阿南輝和
 農業協同組合 阿蘇農業協同組合長 丸山信義
 森林組合 阿蘇郡森林組合副組合長 村上峰喜

であると位置付けられました。
 現在3町村は、国道57号線で結ばれていますが、この国道は、熊本・大分間の主要産業道路であり、又、観光道路でもあるため交通量も多く渋滞の日もあり、生活道路としては不便であります。合併後の阿蘇市の東西間の距離は、約四十キロの距離があることから、赤水地区から一の宮を経て波野地区まで、国道外の幹線道路の整備を考えるものです。この道路の整備には多くの財源を要することになるため、事業の推進を図ることになります。

重点課題として、事業の推進を設立し

れていましたが、この国道は、熊本・大分間の主要産業道路であり、又、観光道路でもあるため交通量も多く渋滞の日もあり、生活道路としては不便であります。合併後の阿蘇市の東西間の距離は、約四十キロの距離があることから、赤水地区から一の宮を経て波野地区まで、国道外の幹線道路の整備を考えるものです。この道路の整備には多くの財源を要することになるため、事業の推進を図ることになります。

次回協議会の開催日

※協議会の開催日及び開催時間は毎月第二火曜日午後一時三十分開催を原則としてきましたが、今後は定期的でなく合併事業の都合で変更になることがあります。

期日・会場等については、町村役場、又は、合併協議会事務局等にご確認ください。

協議会は傍聴できます

合併協議会の会議は、公開を原則としています。どなたでも傍聴できます。ただし、傍聴席の数には限りがありますから、傍聴者が多数の場合は会議前に抽選をさせていただく場合があります。

三月三十一日上天草市が発足しました。県下では、平成の合併のあさぎり町について二番目のゴールであります。

天草郡大矢野町・松島町・姫

戸町・龍ヶ岳町の4町が合併したもので、人口約三万五千人の新市の誕生であります。熊本県では宇土市以来の、四十五年ぶりの市の誕生となりました。

平成十六年度は、現合併特例法の期限年度で、十七年三月三十日までには、かなりの市町村が新しい自治体としてスタートすることになります。

合併協議会の会議録や会議資料は、合併協議会事務局で閲覧することができます。

また、議事録や合併協議会だよりについては、ホームページにも掲載しています。
詳しくは事務局にお尋ねください。

協議会の会議資料は 閲覧することができます

ホームページで情報を公開しています

阿蘇中部3町村合併協議会のホームページを開設しております。協議会の開催状況や合併に関する情報を提供しておりますので、ご利用ください。

URL <http://www.aso.ne.jp/~asochubu/>

編集後記

請書を提出し、県議会の議決を得て国への申請となります。

スタートは、必ずゴールを目指すのですが、合併協議会も

やがてゴールを迎えることになります。しかし、これはゴールではなく、あくまでも新しい自治体のスタート地点であると思

います。

今までの協議会は、新市のスタート地点に立つための準備であつたと思います。残された期間充分な調整を行い、住民の方から期待していただける阿蘇市がスタートできるよう、調整準備に万全を期していかなければならぬと思っております。

